和56年以前の木造住宅について

耐震 耐震改修 診断 補助金を拡

除却も追加に!

りました。 除却費用についても補助することにな震改修費用に対する補助金を拡充し、 震改修費用に対する補助金を拡充し、 築された住居についての耐震診断・耐 市では、昭和56年5月31日以前に建

補助要件概要

て住宅または併用住宅。前に建築された市内の木造の一戸建既存木造住宅・・・ 昭和5年5月31日以

調査機関・・・建築士法第2条第1項に調査機関・・・建築士法第2条第2項の規定により都道府県知事が行2項の規定により都道府県知事が行2項の規定により都道府県知事が行の大造住宅耐震診断講習会の課程を

耐震診断・・・ 右記の調査期間が「木造性を評価すること。

(1)地上2階建て以下の住宅で在来軸組(2)地上2階建て以下の住宅で在来軸組(2)地上2階建で以下の住宅で在来軸組(2)地上2階建で以下の住宅で在来軸組

(3)勝浦市空家等対策の促進に関する条

机たものでないこと。 例に基づき特定空家等として認定さ

補助対象者

- 方。 いて補助対象住宅を所有している・勝浦市の住民基本台帳に記載されて
- ている者がいない方。・補助対象者の世帯に市税等を滞納し

補助金の額

額で15万円を限度とする。 耐震診断・・・・耐震診断に要した経費の

で で 80万円を限度とする。 に係る費用の合計額に3分の2を乗 で 80万円を限度とする。

除却:・工事に要する費用に100分 の23を乗じた額で20万円を限度とす

補助の制限

・補助対象住宅1棟につき1回。

ださい。

申し込み・問合せ

☎73 – 6 6 2 7 都市建設課 都市計画係

